

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### (告 示)

○電波法施行規則第七号第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件の一部を改正する件（総務一六五）

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定による技能実習を監視する団体及び出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件

○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一号第一号トの規定に基づき監視団体等を定め、出入国管理及び難民認定法第七号第一号第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（同二四〇～二四四）

○組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手續の一部を改正する件（厚生労働一九四）

○自動車の型式についての指定を取り消した件（国土交通四一六～四三三）

○指定自動車の指定製作者等の住所を変更した件（同四三九、四四〇）

○国民保養温泉地として新たに秋田県大館市大館くろみ温泉郷、静岡県静岡市梅ヶ島温泉郷及び岡山県美作市湯郷温泉を指定する件（環境四六）

○道路に関する件

○四国地方整備局四八～五〇

### (国会事項)

### (皇室事項)

### (官庁報告)

### 官庁事項

公調委平成二十八年（フ）第四号三重県尾鷲市大字南浦地内の岩石採取計画不認可処分に対する取消裁定申請事件の審理（公害等調整委員会公示四）  
農林水産省防災業務計画の修正要旨の公表について（農林水産省）  
四国地方整備局公示（四国地方整備局）  
国家試験

航空従事者技能証明等に関する試験の施行（国土交通省）

### (公 告)

### 諸事項

官庁  
財団、有権者申出方関係  
裁判所  
相続、準禁治産、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係  
会社その他

## 告 示

○総務省告示第百六十五号  
電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第七号第五号の規定に基づき、平成二十八年総務省告示第二百五十二号（電波法施行規則第七号第五号の規定に基づく特定実験試験局として使用可能な周波数の範囲等を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十九年五月十五日  
総務大臣 山本 早苗

2294MHzから 2296MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注5
	北海道総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
2400MHzから 2483.5MHzまで	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
2445MHzから 2455MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注7
	近畿総合通信局管内	平成30年6月30日まで	7950W以下	注5 空中線電力は、100W以下に限る。
2400MHzから 2483.5MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.2W以下	注3、注4及び注6
	近畿総合通信局管内	平成31年3月31日まで	20W以下	注5 空中線電力は、5W以下に限る。
2294MHzから 2296MHzまで	東北総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
	中国総合通信局管内	平成33年6月30日まで	1W以下	
2400MHzから 2455MHzまで	九州総合通信局管内	平成30年6月30日まで	0.45W以下	注3、注4及び注7
	近畿総合通信局管内	平成30年6月30日まで	7950W以下	注5 空中線電力は、100W以下に限る。

改め、注7)を削り、注6)を(注7)とし、注5)を(注6)とし、注4)の次に次のように加える。  
(注5) 京都府相楽郡精華町大字南箱八妻小字北尻70番地の区域に限る。

○法務省告示第百三十八号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

○法務省告示第百三十九号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

兵庫県手延素麵協同組合

兵庫県たつの市龍野町富永二百十九番地の製麵

第二号の表に次のように加える。

コベルハウス株式会社

宮城県仙台市泉区松森字鹿島十五番地の十 建築大工

○法務省告示第百四十号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

株式会社レオパレス21

東京都中野区本町二丁目五十四番十一号 建築大工

○法務省告示第百四十一号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

株式会社オークラフロダクツ

香川県仲多度郡まんのう町佐文七百七十三番地六 プラスチック成形

○法務省告示第百四十二号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

第二号の表に次のように加える。

有限会社西ハルナファーム

群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸四千七百八十一番地十三 畜産農業

○法務省告示第百四十三号

出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令(平成二十一年法務省令第五十三号)第一条第一号ト及び出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十二月七日法務省告示第百四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

○法務省告示第百四十四号

第一号中「東京都渋谷区桜丘町八番十七号」を「東京都港区芝大門二丁目十二番八号」に改める。出入国管理及び難民認定法第七條第一項第二号の基準を定める省令(平成二年法務省令第十六号)の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号に掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第百四十四号の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

法務大臣 金田 勝年

○厚生労働省告示第百九十四号

食品、添加物等の規格基準(昭和三十四年厚生省告示第三百七十号)の規定に基づき、組織えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成二十二年厚生省告示第百三十三号)の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月十五日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

第三条に次の一項を加える。

6 前項の規定は、組織えDNA技術を応用した添加物のうち、次に掲げる要件を満たす旨の届出書が厚生労働大臣に提出されたものについて準用する。

- 一 前項の規定により組織えDNA技術を応用した添加物に該当しないものとみなされた添加物(以下「審査済み添加物」という。)と比較して有効成分が同一であること並びに製造方法、用途、化学構造、組成、物理化学的性質及び品質が明らかであること。
- 二 宿主について、前号で比較の対象とした審査済み添加物(以下「比較審査済み添加物」という。)の製造に利用したものと同一の種の微生物であること並びに病原性及び毒素産生性を有しないこと。

三 最終的に宿主に導入されたDNAを提供した生物について、従来から一般に飲食に供されていること又は食品若しくは添加物の製造に用いられた実績があること並びに病原性及び毒素産生性を有しないこと。

四 比較審査済み添加物又は比較審査済み添加物について第一項の審査において食品安全委員会(以下「委員会」という。)の意見を聴いた際(以下「食品安全委員会評価時」という。)に比較の対象とされた添加物と比較し、有効成分以外の成分(食品衛生法(昭和二十二年法律第百二十三号)以下「法」という。)第十条の規定により人の健康を損なうおそれのない添加物として厚生労働大臣が定めたもの又は既存添加物名簿(平成八年厚生省告示第百二十号)に記載されているものであつて、法第十一条第一項の規定に基づき使用基準のない非タンパク質性のもものを除く。以下「非有効成分」という。)のうち、比較審査済み添加物について食品安全委員会評価時に当該添加物中に存在することが認められていたもの(以下「確認済み非有効成分」という。)の含量が同等以下であること及び確認済み非有効成分以外の非有効成分が生じていないこと。

第四条中「同条第五項」の下に「又は第六項」を加える。